



所得拡大促進税制の適用もれに注意!

●税制の概要と適用要件

所得拡大促進税制とは、青色申告法人又は青色申告個人事業者が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成30年12月31日）において、下記3点の要件を満たす場合に、給与支給増加額の10%を法人税又は所得税から控除できる制度です。なお、控除できる金額は、適用事業年度の法人税又は所得税の20%（大会社は10%）が限度となります。

また、役員と役員の親族、使用人兼務役員に対して支給する給与や賞与は除かれます。

- ① 当期の給与支給額が基準年度（3月決算の会社であれば、平成25年3月期）の給与支給額より3%（※）以上増加すること
（※）大会社は平成28年度は4%、平成29年度は5%
- ② 当期の給与支給額が前事業年度の給与支給額以上であること
- ③ 平均給与等支給額（※）が前事業年度の平均給与等支給額を超えること
（※）継続雇用している雇用保険対象者の一人当たり給与支給額

●設立初年度の法人も適用できる

上記のように、給与の支給が前年度以前より増加することが適用要件なのですが、前年度のない設立初年度の法人も、給与を支給していると適用することができます。設立初年度に1,000万円の給与を支給した場合でご説明します。

(1) 要件①

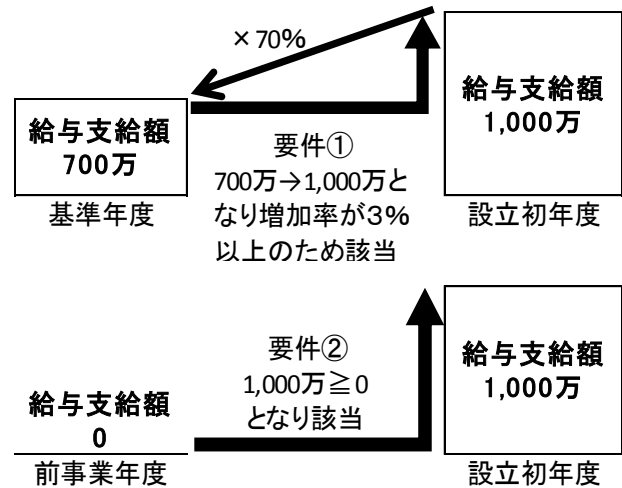
基準年度の給与支給額は、設立初年度の給与支給額の70%とされます。よって、右図の通り要件①は満たします。

(2) 要件②

設立初年度は、前事業年度の給与支給額は0となるため、右図の通り要件②も満たします。

(3) 要件③

平均給与等支給額は1、比較平均給与等支給額は0とされるため、 $1 > 0$ となり要件③も満たします。



このように、設立初年度は給与を支給してさえいれば適用要件を全て満たします。

（なお、事業を新たに開始した個人事業者も同様に適用することができます。）

●パート・アルバイトのみを雇用している場合

適用要件③は、継続雇用している雇用保険対象者に対する1人当たり給与支給額が前年度より増加しているかを判定しています。

では、取締役以外は全て短時間勤務のパートやアルバイトで、雇用保険の対象者がいない場合にはどうなるのでしょうか？

この場合でも、所得拡大促進税制を適用できる可能性があります。

雇用保険の対象となる従業員がいない場合、要件③の平均給与等支給額は1、比較平均給与等支給額は0となるため、要件③は満たすこととなるのです。

よって、残りの要件①と要件②を満たすのであれば、所得拡大税制が適用できます。

●最後に

所得拡大促進税制は雇用拡大促進税制との選択適用となるため、適用する制度の有利判定が必要になります。

どちらの制度を適用するのが良いか、詳しくは担当者までご相談下さい。

(和田 晃輔)